



(本図) 熊本都市計画 緑地分布図 (公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所市政専門図書館所蔵)

〈第 33 回講演会報告〉

「アフターコロナの公園緑地—老朽化する社会資本の再整備の視点から—」

東急不動産(株) 顧問 古澤 達也 氏

〈活動報告〉

「『熊本都市史図解—都市形成と都市計画—』が CR-1 グランプリ特別賞を受賞」

「海外の事例から学ぶ都市政策」「国際ジャーナル (IJERPH) への論文掲載」

活動報告

研究コラム

研究員だより

表紙地図紹介

アフターコロナの公園緑地 ー老朽化する社会資本の再整備の視点からー

〔第 33 回講演会要旨〕

東急不動産（株）顧問 古澤 達也 氏

日時：令和 4（2022）年 2 月 24 日（木）13 時 30 分から

手法：オンラインによる開催



都市とオープンスペース

道路や河川、上下水道などの施設では、その整備目的や効果が当初からある程度固まっているものが多いのに対して、公園緑地の効用・効果は時代とともに変遷し、しかも重層的に折り重なっているという点で、特殊なインフラと言えます。

日本の公園の歴史を振り返ると、明治 6(1873) 年の太政官布達第 16 号により初めて公園が制度化されました。当時の公園に求められた効用は、江戸時代から人々が集まる場所を保全・安寧すること、今で言う行楽の地、花見や飲食の場、アウトドアレクリエーションの場というものが強く意識されていました。その後、明治 18（1885）年に東京市区改正の設計審査会で初代衛生局長だった長与専斎は、公園の効用は公衆衛生と健康であると説き、明治 21(1888) 年東京市区改正条例では道路や上下水道が整備されるとともに、日比谷公園なども造られました。また公園の効用には防災もあります。大正 12（1923）年の関東大震災で上野公園など樹木に覆われた公園緑地が火災の類焼を防いだことから緑とオープンスペースの効用が、さらに災害発生後の避難場所、仮設の利用においても公園緑地の機能が強く意識されるようになりました。さらに公園には、都市の膨張を防ぐ効用もあります。昭和 7（1932）年に設置された東京緑地計画協議会では、オープンスペース・空間地が都市内においてどのような意味を持つのか初めて体系的に概念整理されました。都心から約 10 キロ離れたところにグリーンベルトが配置され、戦時下では防空という名目で予算化し、戦後になると特別都市計画法という戦災復興の土地区画整理・都市計画の中で、都市の膨張を防ぐ計画が踏襲されました。その後、昭和 40 年代には新たに古都保存法を制定し、伝統的な風景を守るためには税金を投入し国が土地を購入してでも保存するという強力な仕組みができました。

インフラの置かれた状況

我が国のインフラの多くは昭和 30 年代後半からの整備で、あと 10 年もすれば整備後 50 年のものが過半数を占めるため、老朽化対策が求められています。しかし国も地方も、現状では人とお金が不足しています。例えば、国の公園整備費は平成 7 年度には約 1 兆 2600 億円でしたが現在は約 4 分の 1 まで減少しました。公園の維持管理費も平成 7 年度以降はほぼ横ばいである一方、公園面積は増え、結果として面積当たりの単価は減少しています。

しかしインフラの老朽化は安全性にも直結する大変重大な問題

であり、今後も修繕と維持管理を進めていかなければなりません。そこで今、長寿命化計画の策定・実施が求められているのです。

アフターコロナのまちづくり

ここでは新型コロナウイルス感染症を経た後の都市のあり方に関する議論を参考にしながら、インフラの長寿命化、修繕・更新において何に留意しながら進めていけば良いのかを見ていきます。国土交通省都市局では、新型コロナ危機を踏まえた後のまちづくりのあり方について、各界の有識者に様々なご意見をいただきました。その後「デジタル化の急速な発展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」でさらに議論を重ね、中間報告を頂きました。中間報告では、「人間中心・市民目線のまちづくり」「市民のニーズに応じた機動的なまちづくり」「官民が有するストック（都市アセット）を最大限に利活用すべき」との 3 点をご指摘いただきました。すなわち「施設の維持管理ばかりに目が囚われて、利用者目線がないがしろにされていないか」「過去の先例に囚われすぎていないか」「制度を言い訳にしてみようということをしていないか」「公も民も自分の殻に閉じこもっていないか、お互いにパートナーとして信頼が足りていないのではないか」というご指摘であり、これまで可視化されてこなかった課題が浮き彫りになりました。他にも、官民の多様な主体が将来のビジョンを共有し、各地域の自然や景観、歴史・文化、人々と企業も繋がった社会のコミュニティ、これこそが各地域の資本、財産であり、これらを大切にまちづくりをすべきとの提言がなされています。公園は非常に使いづらいという印象を利用者に与えていることも事実で、都市公園法の許可権者の権能は大変強く見えますが、公園管理者の許可がなければできないということは、許可すれば「できる」ということです。「設置・管理許可」「占有許可」「行為の許可」「P-PFI」など、各地域で工夫可能な道は今でも開かれています。

一方、公園が老朽化するほどに長い年月が経過すると、その公園を使う方々の年齢層や人数も変化しています。ニーズの変化や運営の仕方も工夫しなければなりません。つまり長寿命化や修繕更新計画は単なる施設管理計画ではなく、今後も使い続けるためにどう工夫すべきかトータルで考えなければいけない。これが包括的に「ストックマネジメント」を考えるということです。その際、インフラの管理運営は行政の役割ですが、これを使うのは一般市民であり、また様々な方々がいるので、行政団体は指定管理者や NPO など公マインドを持つ中間団体といかにパートナーシップを組むことができるか、こうした社会作り・人作りも大切だと思います。

最後に、街路など公園以外のインフラでも近年は制度改正が進んでいます。そもそもインフラは人が快適に過ごすためのツールで、それが老朽化し修繕更新を行うのならば、その機会に今のニーズに合ったものに造り替えようとの方向に向かっています。但しインフラは地域ごとの一品生産品で、土地の状況に応じて設計・整備・管理される施設です。つまり他の事例を参考に、そのまま適用できるわけではありません。規格が決まっていますが各地域でカスタマイズする必要があり、そこが知恵の絞りどころです。

活動報告

受賞報告 『熊本都市史図解－都市形成と都市計画－』がCR-1 グランプリ特別賞を受賞

昭和 34 (1959) 年に全国市有物件災害共済会と全国市長会が共同で設立した、都市シンクタンクである公益財団法人日本都市センターは、全国の都市自治体を取りまく環境や政策ニーズを踏まえ、調査研究、研修、情報提供等の事業を実施・展開しています。

この日本都市センターでは、全国の都市自治体で行った調査研究や都市自治体職員が自主的に行った調査研究を募集し、特に優秀な事例を表彰する「都市調査研究グランプリ (CR-1 グランプリ)」を実施しています。全国の都市自治体やその職員の調査研究能力の向上を図ることを目的としており、入賞作品については同センター機関誌『都市とガバナンス』に掲載されるとともに、報道機関へも情報提供され広く公表されることとなっています。

令和 3 (2021) 年 4 月 1 日から 7 月 30 日の期間で、第 12 回都市調査研究グランプリ (CR-1 グランプリ) 作品が募集され、当研究所は、これまで刊行した図集 3 部作『都市形成史図集』の戦前編と戦後編、『都市計画史図集』をまとめた、『熊本都市史図解－都市形成と都市計画－』を応募しました。応募総数 17

件の中から、6 件の入賞作が選ばれ、当研究所の応募作はその内の特別賞を受賞しました。

令和 4 (2022) 年 2 月 16 日に表彰式がオンラインで行われ、当研究所の図集については、「熊本市の形成過程及び都市計画の歴史について、様々な地図・資料を収集し、整理されたものであり、多大な労力をかけて作成されたことがうかがえる。時系列に整理されていることで各事業の背景を連続して理解することができ、熊本市のまちづくりに関して非常に価値の高い基礎資料であると言える。」とご講評をいただきました。(松澤 真由美)



受賞式の様子 (公益財団法人日本都市センター提供)

研修参加 海外の事例から学ぶ都市政策



令和 3 (2021) 年 10 月 20 日から 22 日の 3 日間にわたり、全国市町村国際文化研修所で開催された研修「海外の事例から学ぶ都市政策～都市の風格とアイデンティティはどのようにつくるのか～」に参加しました。

この研修のねらいは、1、都市への愛着や居心地の良さについて学ぶこと。2、海外のまちづくり(都市政策)の事例を学ぶこと。3、事例から学んだことを自分の自治体の施策にどう活かせるか検討すること。の 3 つにあり、講義や事例紹介、演習を通して理解を深めました。

1 日目は、「魅力ある都市環境づくり」と題した大阪大学名誉教授の鳴海邦碩先生の講義で始まりしました。魅力ある都市について、その特徴とまちづくりの基本的な考え方についてお話を聞くことができました。

次に、デンマーク在住ジャーナリストのニールセン北村朋子氏から、コペンハーゲンのパブリックスペースを活用したまちづくりについて現地からオンラインでご報告頂きました。デンマークの都市コペンハーゲンは、世界最高峰のパブリックスペース

スを有する都市として知られていますが、パブリックスペースの創出や市民への開放を通じた都市再生の事例をご紹介いただきました。

2 日目の、「愛着を持てる居場所をつくるプレイスメイキング」と題した有限会社ハートビートプラン取締役の園田聡氏の講義では、都市空間を巡る社会の情勢や、プレイスメイキングとはなにかといったお話のあと、豊田市での実証実験への取り組み事例などを具体的にお話頂き、社会実験の効果検証手法など、実践的な内容にもふれられました。

また、ライブツィヒ「日本の家」共同創設者でまちづくり活動家の大谷悠氏からは、「ライブツィヒに学ぶ空き家と空き地のつかいかた」と題した事例紹介が行われました。東西ドイツの統一後、多くの空き家が生じたライブツィヒでは、市が空き家の取り壊し後、暫定緑地を整備する一方、NPO 団体が空き家を新たな芸術・文化活動の拠点空間として再生するなどの活動が行われていました。その活動の担い手のひとりとなっていた大谷氏の活動の紹介や、ドイツでの経験を活かし、現在尾道で取り組むまちづくり拠点づくりについてのお話がありました。

その後、龍谷大学政策学部教授の服部圭郎先生より、「都市の魅力とは何か」と題し、コンパクトシティやパブリックスペースの活用など、新たな切り口から、都市の風格とアイデンティティはどのようにつくっていくのかを、国内外の事例をもとにご説明頂きました。

最終日には、これまでの講義や事例紹介をふまえ、各自治体の都市政策にどのように活かすことができるのかグループ討議を行いました。研修を通して、熊本市の課題や、都市の魅力を創出する施策について、あらためて考えることができました。

(松澤 真由美)

劉博士研究員の研究論文が国際ジャーナル（IJERPH）に掲載されました

令和4（2022）年3月に劉博士研究員の研究論文「Healthy Behavior and Environmental Behavior Correlate with Bicycle Commuting」が、国際ジャーナル「International Journal of Environmental Research and Public Health」（IJERPH）に掲載されました。

IJERPHとは、環境健康科学の分野を扱っている科学ジャーナルで、世界的に権威ある学術雑誌の一つであり、Web of ScienceやScopusなど最も信頼されている引用データベースにも収録されています。ジャーナルの掲載にあたっては、専門家による査読審査が行われ、一定の水準を満たすことが必要です。東京大学や京都大学など有名な大学の研究者もIJERPHに論文を投稿しています。

本論文はニューズレター Vol.20 で紹介した「自転車利用に影

響する健康及び環境保全意識の関連分析」を発展させたもので、研究対象を利用頻度の高い65歳未満の利用者に焦点をあて、分析を行ったものです。今回、本論文が掲載されたことにより、その水準を満たしたことが認められました。今後、広く研究者に利用され、行政の政策立案の一助となることを期待しております。

（劉強）



出典:IJERPH(2022).MDPI.https://www.mdpi.com/1660-4601/19/6/3318.(2022年4月参照)

研究コラム

55年間の市組織の構成比較

研究員 眞原 賢一郎

表 昭和42年度と令和3年度の熊本市の組織構成比較

昭和42(1967)年度 組織構成①			
	職員数	組織数	
		部相当	課相当
議会事務局	23	1	2
収入役室	20	0	1
総務部(財政課・文書課・管財課・調達課・6支所除く)・秘書課	50	1	3
市長公室(秘書課除く)・文書課・管財課・調達課	141	1	5
税務部・財政課	203	1	5
市民課・6支所・熊本城公園管理事務所・市民会館建設準備室	190	0	8
民生部(市民課除く)・衛生部(食肉センター除く)	739	2	17
清掃部	269	1	4
経済部(熊本城公園管理事務所・市民会館建設準備室除く)	106	1	7
農林部・食肉センター	108	1	5
都市計画部・土木部(下水道課除く)	352	2	9
消防局	311	1	5
交通局	1,063	1	9
水道局・下水道課	388	1	9
市民病院	127	1	3
教育委員会事務局(学校等教職員除く)	118	1	8
監査事務局	10	0	1
選挙管理委員会事務局	20	0	1
農業委員会事務局	24	0	1
合計	4,262	16	103

令和3(2021)年度 組織構成②					増減数(②-①)	
	職員数	組織数			職員数比較	課相当比較
		局相当	部相当	課相当		
議会局	27	1	0	3	4	1
会計総室	18	0	1	0	-2	-1
政策局・都市政策研究所	99	1	5	5	49	2
総務局・人事委員会事務局	188	1	3	10	47	5
財政局	255	1	2	7	52	2
文化市民局・区役所(土木センター、保健福祉部除く)(5区計)	618	6	9	37	428	29
健康福祉局・区役所保健福祉部(5区計)	1,225	1	9	37	486	20
環境局	329	1	2	12	60	8
経済観光局	179	1	3	9	73	2
農水局	151	1	3	8	43	3
都市建設局・区役所土木センター(5区計)	640	1	4	26	288	17
消防局	801	1	3	13	490	8
交通局	77	1	0	2	-986	-7
上下水道局	363	1	3	11	-25	2
病院局	717	1	1	4	590	1
教育委員会事務局(学校等教職員除く)	288	1	2	12	170	4
監査事務局	16	0	1	0	6	-1
選挙管理委員会事務局(5区含)	8	0	6	0	-12	-1
農業委員会事務局	27	0	1	0	3	-1
合計	6,026	20	58	196	1,764	93

(昭和42年度『熊本市組織図』と令和3年度『熊本市組織』をもとに筆者作成)

熊本市の組織体制の変遷について研究しました。今回、その変遷の特徴を把握するために、過去と現在の熊本市の組織構成を比較したものを表にしました。過去は昭和42(1967)年度、現在は令和3(2021)年度の組織構成です。過去の年度を選定した理由は、熊本市の人事課で保管している熊本市の組織図として最も古いものが昭和42年度であることによります。組織構成の整理方法として、まず、令和3年度現在では教育委員会事務局に4千人以上の職員が所属していますが、そのままでは教員定数の決定等に関する権限のない昭和42年度の職員数との比較が困難であるため、本整理では両年度ともに学校等教職員数（『熊本市組織』の「機能図」の学校等の欄に記載されている職員数）を除いて、教育委員会事務局の職員数のみ計上しています。また両年度を比較しやすいように、同様の業務を所管する部局課を合わせる調整（班相当以下の業務のまたがりについては未調整）をしています。具体的には、令和3年度の組織構成に合わせる形で昭和42年度の組織構成を組みなおし、そのうえで区役所は複合的な業務にまたがっているため、該当する業務の部局に合わせる等の調整を行いました。

表をみると、まず昭和42年度は部-課という階層でしたが、

令和3年度現在では局-部-課という階層に変化していることがわかります。昭和42年度から令和3年度の間では、職員数で1,764人、設置課相当数で93課増加しています。また職員数では、昭和42年度から令和3年度の間で増加した部局は15、減少した部局は4と、全体では増加しているものの、逆に減少した部局もあることがわかります。

職員数が最も増加した部局は病院局で590人増加しています。次いで増加した部局は消防局で490人増加しています。この2つは市長事務部局に属していないという点で共通しています。また、病院局、消防局に次いで職員数が増加している部局をみると、健康福祉局・区役所保健福祉部が486人増加、文化市民局・区役所(土木センター、保健福祉部除く)が428人増加、都市建設局・区役所土木センターが288人増加しています。この3つは組織数において課相当比較で2桁増加している部局であり、政令指定都市移行後の区役所に各業務を所管する部署が設置されていることが共通しています。

表を見ていくと、上記以外の組織編制の変遷についても興味深い点が多くあります。今後の年報論文で考察の結果をお示しする予定です。

空き家と民泊

全国の空き家数と総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）の推移を、総務省の『住宅・土地統計調査』でみると、図 1 のとおり増加の一途をたどってきたことが分かります。空き家数は、平成 5 (1993) 年から平成 30 (2018) 年までの過去 25 年間に、448 万戸から 846 万戸と約 2 倍の増加となり、空き家率も平成 30 年に 13.6%と過去最高を記録しています。

空き家は、衛生、防災等の面で人々の生活に悪影響を及ぼすため大きな社会問題となっており、空き家の有効な活用が必要となっています。この空き家対策として、宿泊施設への転用など、新たな活用にに向けた取組みが進められています。

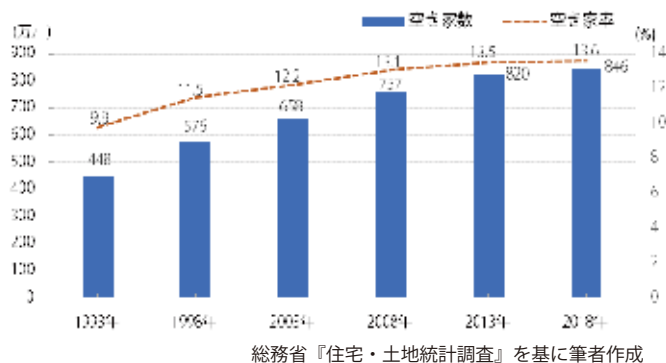


図 1 空き家数及び空き家率の推移—全国（1993-2018 年）

民泊は、近年注目されているシェアリングエコノミーの代表です。民泊というビジネスモデルを世界に広めたのが、平成 20 (2008) 年にアメリカで設立された民泊を仲介する Airbnb です。Airbnb は、泊まる場所を探す旅行者と、空き家・空き部屋を貸したい人をつなぐオンラインプラットフォームです。Airbnb は、このようなオンラインプラットフォームを通じて、令和 3 (2021) 12 月時点で世界 220 の国と地域の 10 万以上の都市で 740 万室の客室を提供しています。平成 26 年に Airbnb が日本に進出して以来、熊本県内の民泊施設も一定数の登録がなされています。その後、平成 30 年 6 月に住宅宿泊事業法（以下「民泊新法」という。）が施行されたことで、民泊事業が本格化されてきました。しかし、コロナ禍によって国内の旅行者や訪日外国人が激減したことで民泊事業者の撤退が相次ぎました。そのため、民泊で空き家問題を解決しようという発想は発想のままにとどまる可能性があります。このような状況の中、熊本県における民泊施設の現状調査を実施しました。

民泊施設の推移状況

今回、Airbnb Japan のプラットフォームに登録されている熊本県内の民泊施設を基に、登録物件数のデータを作成しました。なお、対象とした民泊施設は、旅館業法上の「簡易宿所」と「旅館」、民泊新法上の「住宅民泊」の 3 件です。図 2 は、熊本市、阿蘇、天草、上益城、その他の 5 地域とその合計の熊本県全体について、平成 26 (2014) 年 12 月以降の民泊施設の登録物件数の推移を示したものです。まず、令和 3(2021) 年 12 月 1 日現在の地域別の

登録物件数をみると、熊本市が 162 件で熊本県全体に占める割合は 74.7%、次いで阿蘇が 31 件の 14.3% となっています。天草、上益城、その他の地域にも民泊施設はありますが、多くが熊本市に分布していることがわかります。

次に、熊本県全体の登録物件数の推移をみると、民泊新法施行前の 3 年間で民泊施設は飛躍的に増え、平成 29 年 12 月 1 日時点で 451 件が登録されています。しかし、民泊新法が施行された平成 30 年 12 月 1 日時点では、43.9%減の 253 件となっています。これは、民泊新法において、年間営業日数が 180 日に制限されたことが要因の一つと考えられています。この後、訪日外国人観光客数が増えていたこと等もあり、令和元年 12 月 1 日時点では 388 件と増加しましたが、令和 2 年からの世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により民泊事業も大きな打撃を受け、令和 3 年 12 月 1 日時点においては、Airbnb のプラットフォームの登録物件数は 217 件まで減少しています。

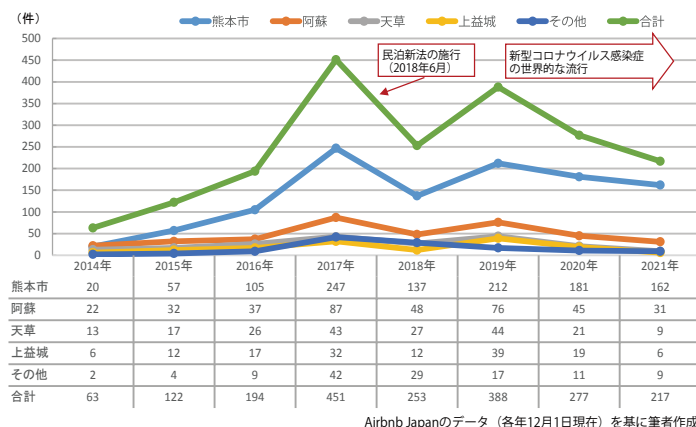


図 2 民泊施設の地域別登録物件数の推移（2013-2021 年）

アフターコロナの民泊施設

現在も新型コロナウイルス感染症の影響が続いていますが、出張や旅行も徐々に増加しており、インバウンドが本格的に回復すれば、民泊施設は再び増加していくと予想されます。アフターコロナのまちづくりを考える上で、民泊施設の立地特性を把握しておくことが重要と考えます。

今回の研究で、民泊施設の分布状況をはじめ、立地と社会経済、交通条件、観光資源の要因との関係性について、平均最近隣距離分析等の手法を用いて分析を行っています。こうした関係性等を読み解き、熊本県内における民泊施設の立地特性を明らかにしたいと思います。

（参考文献）

- ・小林 友彦、齋藤 健一郎、竹村 壮太郎 (2018) 「住宅宿泊事業法（民泊新法）に関する諸論点」、『商學討究』69(2・3)、91-110 頁。
- ・月刊不動産特集 (2015) 「空き家活用と民泊」、『月刊不動産』43 (10)、4-6 頁。
- ・総務省統計局 (2020) 『平成 30 年住宅・土地統計調査 土地集計結果』。
- ・中里 真 (2020) 「住宅宿泊事業法（民泊新法）施行後の状況と消費者への影響」、『行政社会論集』32(4)、213-235 頁。



ナッジで若年層の食生活改善を
ー野菜摂取促進を目的とした大学学生食堂掲示ポスターの作成ー

博士（学術）
研究員
本田 藍

現在若年層の食生活の乱れが問題となっており、対策が急がれています。一方で若年層は、自ら健康情報を収集しようとし
ない「健康無関心層」の割合が多いことから、働きかけが難し
いとされています。このような「健康無関心層」にも有効な働
きかけの手段として、近年、行動経済学の「ナッジ」が注目さ
れています。

「ナッジ」とは、提唱者のリチャード・セイラー、キャス・サ
ンズティーン著『実践行動経済学』において「選択肢をうまく
設計・配置することによって、人の背中を押すように、人々に
適切な選択を促すことや、その手法」と紹介されています。英
語（nudge）の意味は、「そっと後押しする」で、親象が子象をそ
っと押すようにやさしく行動を促す様子が、ナッジを説明する際
によく用いられています。「思わずやっちゃう」といった非合理
性も含めた人の行動の「クセ」を利用することで、無理なく自
然と好ましい行動を選択するよう促すことができる手法だとい
われています。

ナッジは、大きな財政的負担を伴うことなく、政策効果を高
めることができるうえ、従来の政策と比較検証したうえで費用
対効果の高い取り組みが蓄積されるという EBPM（Evidence
Based Policy Making）を体現する手法であることから、現在、
イギリスをはじめ世界の 200 を超える組織が様々な政策領域に
活用しています。もちろん日本でも、環境省や経済産業省、厚
生労働省、横浜市をはじめとする自治体等、様々な組織で広が
り始めています。

今回は、このナッジを使って、若年層の中でも特に食生活が
乱れがちな大学生の野菜摂取量を増やすことを目的としたポス
ター作りに挑戦しました。

作成するポスターは、熊本市の健康づくり推進課が「食品関
連事業者が実施する食育活動支援事業」の一環として、厚生労

働省が国民の健康づくりをサポートするスマートライフプロジェ
クトの啓発ツールとして作成したイラストを活用し、令和 4 年 6
月食育月間から市内の大学学生食等に掲示する予定のものです。

ポスター掲示前に、できるだけ大学生に響くデザインに近づけ
るため、ナッジの視点を盛り込んだデザイン案を 6 種類作成し（下
表）、大学生に事前アンケートを実施しました。

対象となった大学生は、熊本市内の A 大学に通う 1 ～ 4 年生
の男女 66 名（男性 25 名、女性 41 名）で、令和 3（2021）年 12
月 13 日の講義内に調査を実施しました。学生には 6 種類のポス
ターを見てもらい、「最も野菜のメニューを追加したくなった」
デザインを 1 つ選び、選んだ理由をレポート用紙に記載してもら
いました。

その結果、④のデザインが最も票数が多く、次いで⑤、③の順で
人気でした。選んだ理由は、④「どちらにするか問われているので、
反射的に自分の答えを出してしまうため、じゃあごはんに取り入
れてみようという気持ちになる」「二つの選択肢があり、わかり
やすい。野菜を食べない選択肢がない」、⑤「筋肉をつけるため
には野菜の摂取をすることが必要だという意外性」「1 番目をひく
デザインになっているので、友人との話の話題にも出て意識しそ
うだから」、③「大切な人が喜ぶという言葉に惹かれた。大切な人
のためなら野菜を追加しようと思う」「自分のためと言われるより、
誰かのためと言われた方がやる気になる」といった理由があ
げられていました。いずれのデザインも、選んだ学生の学年、性別、
居住形態間で有意差は見られませんでした。男性人気 No.1 は
⑤、女性人気 No.1 は④のデザインでした。

このアンケート結果を基に、健康づくり推進課と検討の結果、
令和 4（2022）年 6 月から掲示されるポスターとして、④のデザ
インが選ばれました。果たして、このポスターで大学生の行動は
変わるのでしょうか。結果をお楽しみに！

	①	②	③	④決定	⑤	⑥
ポスター案						
ナッジの概要	Socoal 社会的規範	Socoal 社会的規範	Socoal 社会的規範、利他性	Easy デフォルトの変更	Attractive 目的の二重性	Attractive 損失回避バイアス
票数	1	11	13	18	16	7

※各ポスターメッセージは北海道庁『行動デザイン適用事例集』を、④デザインは、住環境計画研究所の省エネ商品購入を促すポスターを参考に作成

研究員だより 「軍都」熊本の戦後と熊本城内の改変

一金沢に残る近代建築との比較から一

研究員 美濃口 紀子

私は熊本城跡の土地管理と城下の近代化について研究しており、他都市との比較も行っています。研究では「近世城下町」と「近代軍都」両方の共通点を併せ持つ他都市との比較から、様々な知見を得ることができました。ここでは金沢と熊本の近代建築の比較を通して、戦後の熊本と熊本城下の改変を考えます。

軍都の戦後と金沢の特殊性—空襲被害にあわなかったまち—

明治時代、熊本市に「第六師団」が置かれたのと同様に、全国には第一（東京）、第二（仙台）、第三（名古屋）、第四（大阪）、第五（広島）などが置かれました。いずれも近代に「軍都」として栄えましたが、太平洋戦争での空襲被害が激しく、戦後は「戦災復興都市」に指定されました。その後も様々な災害（水害・台風・地震など）から復興し、それぞれ地方都市として発展を遂げ、やがて政令指定都市となるなど、かつて軍都だった都市の間には多くの歴史的共通点があります。

一方で、近代に「第九師団」が置かれた「軍都」金沢は空襲被害にあわなかったため、戦後のまちづくりは他の旧軍都と大きく異なるものになりました。例えば、多くの近代建築が戦後も残されて、現在では文化財として保存・活用を図っている点も、金沢のまちづくりの特徴の1つです。

急速な近代化を進めていた時代には、学校施設や軍施設が国家事業として一斉に整備される例も多く、各省（旧文部省・旧陸軍省など）の技師が設計した建築物が各地に登場しました。そのため遠く離れた金沢と熊本でも、よく似た建物が存在しました。つまり熊本に現存する近代建築はもちろんのこと、既に熊本では失われてしまった建物も、金沢に現存する近代建築と比較することで、かつての威容を見出すことができるのです。

表1 金沢に現存する主な近代建築との比較（金沢①③⑤⑦⑨、熊本②④⑥⑧⑩）

番号	名称	仕様	設計	築年	文化財	現在の用途 其他経緯等
①	旧第四高等中学校本館	煉瓦造 2階建 横瓦葺	文部省技師 山口平六・久米正道	明治24(1891)年	1969年 国指定 重要文化財	石川四高記念文化交流館 (石川四高記念館・石川近代文学館)
②	旧第五高等中学校本館	煉瓦造 2階建 横瓦葺	文部省技師 山口平六・久米正道	明治22(1889)年	1969年 国指定 重要文化財	熊本大学五高記念館
③	旧金澤陸軍兵器支廠兵器庫 第五〜七號	煉瓦造 2階建 横瓦葺	陸軍省	明治42(1909)年第五號 大正2(1913)年第六號 大正3(1914)年第七號	1990年 国指定 重要文化財	石川県立歴史博物館 (いしかわ赤レンガミュージアム)
④	旧熊本陸軍兵器支廠兵器庫	煉瓦造 2階建 横瓦葺	陸軍省	明治42(1909)年第一・二號、昭和2〜6(1927〜31)年第三號、昭和12〜20(1937〜45)年第四號	—	現存せず。 昭和30年代に取り壊し、跡地に合同庁舎と県営プール整備。城彩苑建設に伴う発掘調査で煉瓦基礎を出土。敷地内(駐輪場横)に遺構を展示中。
⑤	旧陸軍第九師団司令部庁舎	木造 2階建 横瓦葺	陸軍省	明治31(1898)年	1997年 国登録 有形文化財	国立工芸館 昭和45(1970)年城外(出羽町地内)に移築時、南翼の一部を切縮。 令和2(2020)年現在地に移築・外観復原。
⑥	旧陸軍第六師団司令部庁舎	木造 2階建 横瓦葺	陸軍省	大正6(1917)年	—	現存せず。 昭和22(1947)年県立女子専門学校(現県立大学)校舎。昭和27(1952)年熊本博物館本館。昭和35年(1960)年天守再建に伴い取り壊し。
⑦	旧陸軍金沢信託社	木造 2階建 横瓦葺	陸軍省	明治31(1898)年	1997年 国登録 有形文化財	国立工芸館 明治42(1909)年に現在地付近に移転。 令和2(2020)年に現在地へ移転。
⑧	旧陸軍熊本信託社	木造 2階建 横瓦葺	陸軍省	昭和4(1929)年	—	現存せず。 明治10(1877)年南戌病院(現熊本医療センター)西側に建築。昭和4(1929)年千葉城に移転、一部移築。NHK放送会館の建設決定のため昭和34(1959)年に取り壊し。
⑨	旧専売公社C-1号工場	煉瓦造 2階建	大蔵省	明治44(1911)年着工、大正2(1913)年竣工	1996年 国登録 有形文化財	金沢市立玉川図書館別館 (近世史料館)
⑩	専売局熊本煙草製造所	煉瓦造 2階建	大蔵省	明治41(1908)年着工、明治43(1910)年竣工	—	現存せず。 昭和20(1945)年の空襲で焼失。

軍都熊本—近代以降2度の戦火で焼失したまち—

熊本市の都市部は、過去に2度の戦火で焼失しました。明治10(1877)年の西南戦争と昭和20(1945)年の太平洋戦争です。

西南戦争では、熊本鎮台が置かれていた熊本城で天守・本丸御殿などが燃えたほか城下にも戦火が広がり、近世以来の町並みを広く焼失しました。熊本が歴史ある城下町でありながら、近世の武家住宅や町屋が今日ほとんど残らず指定文化財も少ないのは、この戦禍に起因しています。

一方の太平洋戦争では、市街地全体の約3割を空襲で焼失しましたが、第六師団が置かれた熊本城内の空襲被害はほぼ皆無でした。一般には「空襲で焼失した」と捉えられがちな旧軍建物ですが、実は戦後の取り壊しで失われたものがほとんどです。熊本城内とその周辺の近代建築(④・⑥・⑧など)も焼失することなく終戦を迎えましたが、その多くが戦後に取り壊されています(表1では⑩のみが空襲で焼失)。取り壊しの背景には戦災復興都市計画(特に坪井川を隔てて熊本城に隣接する第一地区の土地区画整理や施設移転)、GHQの城内管轄地返還、国体開催に向けた施設整備、旧国道3号線整備等があり、昭和30年代の城内は建設ラッシュとなりました(例:大小天守・平櫓、旧合同庁舎、県営プール、県立第一高等学校校舎、藤崎県営野球場、熊本県護国神社、加藤神社、旧NHK放送会館など)。

このように近代建築がなぜ金沢に残ったのか(熊本に残らなかったのか)を調べる作業は、戦後の都市計画やまちづくりの一端を学ぶ作業でもあります。その後、熊本城は昭和37(1962)年に都市公園(熊本城公園)となります。今後は熊本城の公園化に至る戦後の経緯もまとめ、ご報告する予定です。



①旧第四高等中学校本館（金沢）



②旧第五高等中学校本館（熊本）



③旧金澤陸軍兵器支廠兵器庫（金沢）



④旧熊本陸軍兵器支廠兵器庫（熊本）

③の煉瓦基礎を展示
(石川県立歴史博物館内)④の煉瓦基礎を展示
(城彩苑敷地内の駐輪場横)

⑤旧陸軍第九師団司令部庁舎（金沢）



⑥旧陸軍第六師団司令部庁舎（熊本）



⑦旧陸軍金沢信託社（金沢）



⑧旧陸軍熊本信託社（熊本）

大正8（1919）年に都市計画法（旧法）が交付され、翌大正9年に6大都市（東京、京都、大阪、名古屋、神戸、横浜）に適用されます。その後、大正12年に25都市に拡大し、この時熊本も旧法の適用を受けます。

旧法の適用をうけた熊本は、大正14年に都市計画区域を、昭和2（1927）年に都市計画街路を、昭和3年に地域指定を、昭和5年に風致地区指定をそれぞれ決定しています。この都市計画において私たちが興味を持ち続けているのは、これらの都市計画決定に際して参照された「都市計画参考資料」です。前号では、地域指定の為に作成された「都市計画参考資料第3集」に収録の参考図の一つである「公園其他ノ配置図」を紹介しました。本号では、風致地区指定の為に作成された「都市計画参考資料第4集」に収録の参考図のひとつ「緑地分布図」について紹介してみたいと思います。

表紙地図について

凡例と照らし合わせながら、緑地の内容とこれが存在する地理的な分布や立地についてみていきます。都市計画区域（黒太線）の北東端と北西端部に広がり、ひと際目を引く青色が針葉樹林を表しています。黄色が広葉樹林、黄緑色が竹林、薄橙色が緑草、黄色に青斜線が針葉樹と広葉樹の混成林、黄色に緑斜線が広葉樹と竹林の混成林、薄橙色に黒斜線が荒蕪地となっています。

針葉樹林と広葉樹林は立田山と、金峰山系の本妙寺山、荒尾山、石上山、万日山などの山地や丘陵地に分布し、特に立田山と本妙寺山に広く分布しています。針葉樹林と広葉樹林の周辺には、混成林と竹林が分布し、緑草は白川や緑川の河川敷に分布しています。

これは、都市計画の立案においてどのような意味で作成され、あるいはどのように使われたのでしょうか。旧都市計画法の特徴の一つに、地域制（住居地域や商業地域、美観地区といったゾーニング）の制度が創設されたことがあり、風致地区もこの地域制の一つとして取り入れられました。熊本都市計画では地方都市でありながら、いち早く（東京、八王子、京都につぎ4番目に）この風致地区の指定を実現していますので、これと深く関係しているように思います。補図の「風致地区指定地位位置図」をみると、風致地区の位置が薄緑色で示されており、緑地分布図と見比べるとその重なりが分かります。

緑地について

ところで「緑地」という用語が専門用語として行政計画で使われ始めたのは、昭和7年の東京緑地計画協議会以降とするのが一般的です。昭和14年に成案をみた東京緑地計画になります。しかし、この東京緑地計画は満州事変や第二次世界大戦が勃発したことで実現しなかった幻の計画と言われています。そして

緑地の用語は、その後の戦時下では防空緑地、終戦後の戦災復興都市計画での緑地地域などとして盛んに重宝され、また戦後には旧陸軍地の平和利用などにおいて公園とは一つ意味を異にした営造物の緑地となって都市施設の一つとして使われます。

緑地という用語の発案者とされるのは内務技師であった北村徳太郎ですが、氏はドイツ語が堪能でドイツの都市計画や国土計画に強い関心を示し、大正14年には雑誌『都市公論』に「緑地問題に関する独逸法制」と題しドイツの緑地問題に係る法律の現状などについて発表するなどしています。ドイツ語のGrünflächeを“緑地”と翻訳したのです。

北村徳太郎と熊本

北村徳太郎は、昭和2年に『都市公論』上で「風致地区に就いて」と題して風致地区制度の運用の在り方などを詳細に解説しています。氏は、昭和5年9月11日～13日にかけて熊本に赴き、風致地区指定予定地の視察を行っています。当時の新聞には北村の視察談が載っており、予定地の中でも、立田山と西山一帯（花岡山、万日山、本妙寺山）は林相美に富み、緑地保存の点から風致地区の指定に適当であることや、人工美の水前寺と自然美の江津湖の連携などに言及しています。その他、熊本市に特に必要なのは小公園の設置で、将来学校などを作る際は、運動場を広くとり、その中に小公園を作ることが必要であるため、市内の樹木は特に保存の必要があるとしています。

この視察後の、昭和5年10月3日に第5回都市計画熊本地方委員会が開催され、「都市計画法第10条第2項ノ規定ニ依ル熊本都市計画風致地区指定ノ件」が審議されました。

このようにみえてくると、熊本で緑地の言葉がいち早くつかわれたことの意味と意義について、いろいろ思いを巡らすことができるのではないのでしょうか。（松澤 真由美・劉 強）



- (参考文献)
- ・新熊本市史編纂委員会(2003)『新熊本市史通史編第七巻近代Ⅱ』
 - ・新熊本市史編纂委員会(2001)『熊本市史関係資料第5集 熊本市都市計画事業・産業調査資料』
 - ・北村徳太郎生誕百年記念事業実行委員会(1995)『北村徳太郎公園緑地論集』
 - ・九州新聞(昭和5年9月14日)

(補図)「熊本都市計画 風致地区指定地位位置図」(昭和5年)国立公文書館所蔵